

詳しく知りたい!

# 容リ法

〈第3回〉

## 適正運用への基本方針

容器包装リサイクル法（容リ法）はその基本方針（二次元バーコード参照）において、容器包装廃棄物の排出の抑制、分別収集および再商品化の基本的な方向性を示し、消費者、市町村、事業者の果たすべき役割を明確にすることで円滑なりサイクルの推進を図っています。

今回は、容リ法の基本方針について解説します。

### 消費者や自治体、事業者の役割を示す

容リ法第3条では、国に対し、排出の抑制、分別収集および再商品化の推進を図るため、基本方針を策定することを義務付けています。国の再商品化計画、市町村の分別収集計画などは、この基本方針に即して定められなければならない。基本方針といえども単なる政策目標ではなく、容器包装

リサイクル制度（容リ制度）を適正に運用するために法を補充する効力を有しているものと考えられます。

基本方針の内容は、法の定める八つの事項（下図参照）について、消費者、市町村、事業者、それぞれ国の役割を具体的に示しています。その中で消費者を例に挙げると、排出の抑制のため、マイバックスの利用や3R（リデュース、リユース、リサイクル）への取り組みが必要であること、廃棄物の適正な分別排出を行う、効率的な分別収集に協力することが明記されています。

### 積極的参加が重要 相互に連携協力を

例えば、普段私たちが当たり前のように行っているごみの分別は、実は基本方針に即したものであり、私たちの行動が容リ制度の適正な運用に必

要なものとして期待されているといえます。

基本方針の中で消費者の役割を明確にし、それに即した再商品化計画や分別収集計画を行政機関で作成させることで、リサイクルは行政が一方的に押し付けるものではなく、消費者も当事者として積極的に参加することが重要であり、容リ法に基づいた適正なりサイクルを行うためには必要不可欠な存在であると示していることが分かります。

このように基本方針は、誰がどのような心構えを持ってどのようなリサイクルに取り組んでいくべきかについての方向性を指し示しています。消費者、市町村、事業者などの関係主体が相互に連携協力し、全体の調和を図りながら容リ制度の適正な運用を図り、リサイクルを推進していくことが求められます。

## 容リ法の基本方針

基本方針には、以下の事項を定めることと法定されています（容リ法3条2項）

- ① 容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等の基本的方向
- ② 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項
- ③ 容器包装廃棄物の分別収集に積極的に取り組むべき地域に関する事項及び容器包装廃棄物の分別収集の促進のための方策に関する事項
- ④ 分別収集された容器包装廃棄物の再商品化のための円滑な引渡しその他の適正な処理に関する事項
- ⑤ 分別基準適合物の再商品化等の促進のための方策に関する事項
- ⑥ 円滑かつ効率的な容器包装廃棄物の分別収集及び分別基準適合物の再商品化のために必要とされる調整に関する事項
- ⑦ 環境の保全に資するものとしての容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別集及び分別基準適合物の再商品化等の促進の意義に関する知識の普及に係る事項
- ⑧ その他容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する重要事項

容リ法の基本方針はこちらを参照

